

建設工事における労働環境改善の取組について（お知らせ）

令和6年8月

下関市上下水道局

建設業は、良質な社会資本整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っています。一方、就業者数の減少や高齢化の進行が課題となっており、将来の担い手を確保するためにも、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが重要です。

また、令和6年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用となったことを踏まえ、労働環境改善（労働者の休日確保やワーク・ライフ・バランスの推進等）を図るため、次のとおり取り組みます。

1 実施内容

（1）一斉土曜閉所

建設業に携わる山口県内の行政機関及び一般社団法人山口県建設業協会と連携し、市内の公共工事に関係する現場において「一斉土曜閉所」の取組を実施します。

※災害時の緊急工事等、工程上やむを得ない場合を除きます。

※実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとします。

（2）ウィークリースタンスの推進

時間外勤務及び休日出勤を抑制するため、ウィークリースタンスを推進します。

現場説明書「指示事項（工事）」に次のとおり項目を追加

24 ウィークリースタンスの推進

建設業における労働環境の改善を図るため、受発注者相互に協力し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）作業依頼の連絡や打合せは、正規の勤務時間以外には行わない。
- （2）作業を依頼する場合は、適切な作業時間を確保し期限を設定する。
- （3）ノー残業デーに作業を依頼する場合は、翌日を期限としない。
- （4）休日の前日（金曜日等）に作業を依頼する場合は、休日明け日（次週の月曜日等）を期限日としない。

2 その他

- （1）本取組を未実施の場合に対して罰則（ペナルティー）はありません。
- （2）本取組についてのアンケートを行う場合はご協力をお願いいたします。